

2019年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ⑨

第8回協約・協定改訂団体交渉

組合の要求に応じない会社回答

9月13日、本部は2019年度基本協約・協定改訂第8回団体交渉を開催し、会社からの回答が示されました。

年休の請求手続きの変更をはじめ11項目が示されましたが、J R 東海労の要求に対しては大きくかけ離れた内容であり会社に全く誠意がない回答であることから、持ち帰り検討とし再申し入れを行うこととしました。（詳細は業務速報No. 1167を参照してください）

【協約等の改訂に関する事項】

- ・年次有給休暇の請求手続きの変更
- ・短日数勤務制度の拡充
- ・自己都合退職取得者の年次有給休暇に関する取扱いの変更
- ・昇級試験合格後の取扱いの一部変更
- ・昇格試験における欠勤期間の取扱いの変更
- ・永年勤続者表彰の退職期間の取扱いの変更
- ・出向者の賃金の取扱いの変更
- ・基本協約の労使関係に関する条文の改訂

【制度等の改正に関する事項】

- ・深夜業緩和制度の新設
- ・企業主導型保育事業の利用開始
- ・契約社員就業規則及び臨時社員就業規則の一部見直し

J R 東海労は現場で奮闘する組合員社員のために最後まで粘り強く闘います！